

# 令和5年度版 自治会長ガイドブック

## 発行にあたって

「自治会長ガイドブック」は、地域でご活躍されている自治会長の皆様の一助となり、その活動の充実を図ることを目的として、下野市自治会長連絡協議会と下野市の協働により作成しました。

今後の皆様の活動にあたり、ご活用いただければ幸いです。

## 下野市自治会長連絡協議会



〒329-0492 下野市笹原 26 番地

総合政策部 市民協働推進課 自治振興交流グループ  
主担当：柳田 副担当：堤 グループリーダー：小野

TEL:32-8887 FAX:32-8606

Mail:shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

# 自治会長ガイドブック 目次

## 自治会長活動編

1	自治会組織の概要	1
2	自治会長活動中の保険・補償制度	7
3	自治会への補助制度	9
4	自治会から市への申請事項	13
5	市広報紙等の文書配布（通年）	23
6	その他	24

## 自主防災活動編

1	自主防災組織の設置について	26
2	自主防災組織等への支援	28
3	各種団体との連携による活動の活性化	29
4	下野市指定避難所の開設方法	30
5	下野市防災ラジオについて	35
6	下野市消防団員の募集と概要について	37

## 資料編

資料1	主な自治会関係年間事業	40
資料2	業務別問い合わせ先一覧	41
資料3	市各課・関係施設の連絡先	44
資料4	主な公共施設の連絡先	48

協力依頼・お知らせ	50
-----------	----

## ☆自治会加入促進ハンドブック

## 1 自治会組織の概要

### 1 自治会とは・自治会の必要性

- 一定の区域にお住まいの方々が、お互いに助け合い、生活環境を維持・向上させ、明るく住みやすい地域をつくるために組織された「地縁により自主的に形成された任意の団体」です。
- 住民一人ひとりが、自治会活動を通じて地域の親睦を深めるとともに、快適で住みよい地域社会を実現するために、生活環境の整備や住民福祉の向上、安全安心な地域づくりなど、様々な課題に取り組む組織です。
- 行政と連携し、「協働によるまちづくり」を進めるうえで、最も重要な組織です。

### 2 自治会の主な活動

各自治会により活動は様々ですが、主として次のような活動を行っています。

- 住み良い地域環境づくり
- 積極的な防犯・防災活動
- 地域の交流を深める行事の開催
- 広報や市議会だよりなど、行政の情報資料配布への協力
- その他、地区住民の利益増進に係る活動

### 3 自治会長とは

#### (1) 地域における役割

自治会長は、次に例示するように、多様な役割を担っています。自治会や地域の発展のためにも、自治会長の任期は2年以上とすることが望ましいと考えられます。

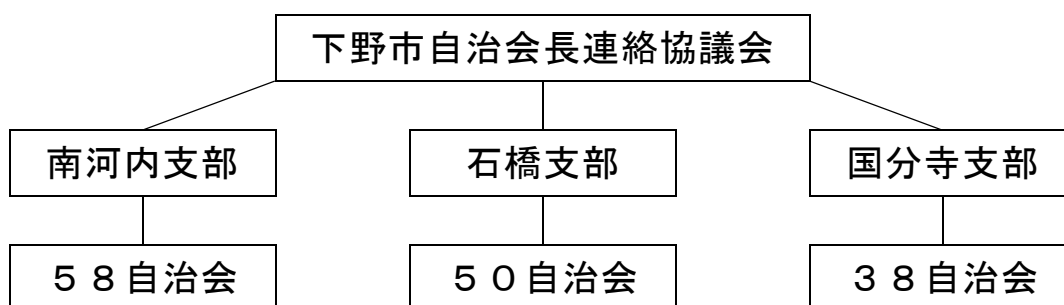
- 自治会組織の代表者
- 自治会会員相互のまとめ役
- 自治会で行う事業の最高責任者
- 他の団体や行政機関とのパイプ役

#### (2) 行政事務の一部を委嘱

市民と行政の連携を図り、行政情報の効果的な周知、協働によるまちづくりを推進することを目的として、住民自治組織の代表として自治会長となった方に「下野市自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱」に基づき、行政事務の一部を委嘱しています。

職 務	<ul style="list-style-type: none"><li>・市広報紙の配布に関すること。</li><li>・一般周知事項に係る文書の配布に関すること。</li><li>・災害発生時における被害の調査及び救援物資等の配布に関すること。</li><li>・市と自治会住民の連絡に関すること。</li><li>・その他市長が必要と認めた事項に関すること。</li></ul>
報 償	均等割（50,000円）＋戸数割（400円×戸数）
支給時期	年2回（9月に1/2、3月に1/2）
委嘱者数	146名（南河内58名・石橋50名・国分寺38名）

### 4 下野市の自治会組織



## 5 下野市自治会長連絡協議会とは

自治会相互の連絡及び情報交換並びに住民自治の円滑な運営に資するため、「下野市自治会長連絡協議会設置要綱」に基づき、「下野市自治会長連絡協議会」を設置しています。各支部から6名ずつ役員を選出し、18名で構成されています。

## 6 各支部について

自治会長連絡協議会では、「下野市自治会長連絡協議会設置要綱」に基づき、「南河内支部」、「石橋支部」、「国分寺支部」を設置しています。各支部は、自治会相互の連携、親睦等を図ることを目的とし、それぞれの支部において目的、会費等を規約に定め、様々な活動をしています。

## 7 下野市の自治会の現況

市内には146の自治会があります。最小10世帯程度から最大600世帯程度で、平均100世帯程度となっています。また、加入率は地域住民の多様化、アパート等の集合住宅の増加等により低下傾向にあります。

自治会への加入は任意ですが、地域住民間の繋がりや地域での活動には欠かせない組織です。市では、転入者に自治会加入を促すリーフレットを配布し加入促進を図っています。

## 8 コミュニティ推進協議会

一定の地域内や小学校区内の自治会によって組織される団体の一つにコミュニティ推進協議会があります。これは、地域をより良くするために地域課題を自ら検討し、課題解決に向けて一体となって取り組む組織であり、市内で12団体が活動しています。単位自治会だけでは解決が難しい大きな地域課題の解決に向けて、自治会の枠を超えて活動しています。

自治会加入率の推移（各年度４月１日現在）

年度	市内総世帯数	自治会加入 世帯数	自治会 加入率
H25	21,996世帯	15,469世帯	70.3%
H26	22,296世帯	15,518世帯	69.6%
H27	22,567世帯	15,493世帯	68.7%
H28	22,898世帯	15,475世帯	67.6%
H29	23,283世帯	15,511世帯	66.6%
H30	23,714世帯	15,554世帯	65.6%
R1	23,958世帯	15,480世帯	64.6%
R2	24,402世帯	15,434世帯	63.2%
R3	24,727世帯	15,460世帯	62.5%
R4	24,947世帯	15,493世帯	62.1%

住みよい毎日のために

# 自治会に加入しよう！



## 自治会とは？

- 地域に住む人たちの親睦と結びつきを深め、住みよい地域を築いていくことを目指す自治組織です。
- その地域で生活しているという地縁の絆が安全安心な生活につながります。
- 下野市には146の自治会があり、地域の特性に応じて活動しています。

## 地域のつながりが大切です！

- 「引っ越して来たばかりで頼れる人がいない」「突然の災害でどうしよう」など、困ったときにすぐ頼れる存在は、ご近所さんであり、自治会です。
- 多様性の時代における個人の尊重と同じように、地縁の絆を大切にすることが暮らしやすい地域をつくれます。

## 自治会に加入するには？

- 自治会未加入の方や転入された方など、最寄りの自治会長や班長へご連絡ください。
- ご近所でお尋ねしても自治会長や班長が分からない場合は、市民協働推進課へご相談ください。

### お住まいの自治会は

自治会名

担当者名  
(自治会長・班長)

連絡先

# 自治会の活動

市内の自治会では主に次のような活動をしています

## 市広報紙・行政カレンダーの配布

市が発行する広報紙には、さまざまなお知らせが掲載されています。行政カレンダーを見ると、ごみ収集日が分かり便利です。



## お知らせ文書等の回覧

市や市以外の公的団体等から、さまざまな情報が届きます。



## 地域の美化活動

ごみステーションの管理や整備、クリーン作戦の実施など、皆さんが気持ちよく住みやすい町になるよう、美化活動に取り組んでいます。



## 地域を守るための要望や陳情

青少年の健全育成も踏まえながら、防犯灯やカーブミラーの新設、道路の修繕など、自治会で取りまとめて市に要望します。



## 子ども育成会や老人クラブ等への支援

自治会内の子どもたちやお年寄りの交流が進むよう、子ども育成会や老人クラブ等を支援しています。



## 夏祭りなど地域での伝承行事など

夏祭りや伝統行事は、地域の絆を確かめる良い機会となっています。地区の運動会やレクリエーション大会にも参加します。



阪神淡路大震災で倒壊した家屋から救助された方の約80%が、東日本大震災で津波から避難した方の約90%が、家族や近所の方からの声掛けや救助活動で救われたというデータがあります。普段の自治会のつながりが、緊急時の自分や家族を救うことにつながります。

自治会に関してのご相談は  
最寄りの自治会長、  
または市役所へご連絡ください。

連絡先

〒329-0492 下野市笹原 26 番地  
下野市総合政策部市民協働推進課 (市役所 2 階)  
電話 0285-32-8887

詳しくはこちらの  
QRコードから





## 2 自治会長活動中の保険・補償制度

### 1 市が主催・共催する自治会活動中の事故

#### ○全国町村会総合賠償補償保険

保険の契約者	下野市
補償対象者	自治会長及び自治会活動参加者
補償の対象となる事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が主催・共催する社会体育、社会文化及び社会福祉の活動・行事</li> <li>・市の事前の承認又は依頼を受けて行う社会奉仕活動</li> <li>・その他、市主催の住民参加行事</li> <li>・自治会活動の中で、市の管理下又は市から依頼を受けた活動等</li> </ul> <p>※活動の内容によっては、対象外の場合があります。詳細については、当該活動の担当課へお問い合わせください。</p>
補償の対象とならない事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会が自主的に実施する自治会活動</li> </ul>
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 500万円</li> <li>・後遺障害 障害の程度に応じて20～500万円</li> <li>・入院を伴う傷害 入院日数に応じて2～30万円</li> <li>・通院を伴う傷害 通院日数に応じて5千円～12万円</li> </ul>
担当課	当該活動の担当課

## 2 自治会長業務中の災害補償

○下野市委託業務等に係る災害補償に関する規程に基づく補償

補償対象者	自治会長
補償の対象となる事故	○業務上の災害（事故） ○業務上通勤時の災害（事故）
補償の対象とならない事故	×自治会長としての業務によるものでない場合 ×業務上であっても法令等に反する場合
補償内容	療養補償、休業補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償
担当課	市民協働推進課 TEL 32-8887

## 3 自治会主催で行う自治会活動の場合

自治会が独自に行う行事については、市が加入している保険・補償の対象外となります。このため、各自治会が契約者となって、保険に加入することをお勧めします。

民間の損害保険会社には、様々な「自治会活動保険」がありますので、それぞれの活動に適した保険を選びましょう。

### 3 自治会への補助制度

#### 1 自治会振興費交付金

目 的	自治会単位で行う事業費・活動費に対する交付金
交付内容	均等割（30,000円）＋戸数割（1,500円×加入戸数） ※4月1日現在の戸数で交付額を計算します。年度途中で戸数が増減しても、交付額は変わりません。
申請方法	①申請は不要 ②自治会事業年度終了後、実績報告書・収支決算書を市に提出（総会資料で可）
交付時期	年2回（7月に1/2、1月に1/2）
根拠等	・下野市自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱 ・下野市自治会振興費交付金交付要綱
担当課	市民協働推進課 TEL 32-8887

## 2 自治会公民館建設費（新築・改築）補助金

目 的	自治会公民館を新築する際、または、すでに自治会で維持管理している自治会公民館の改築や修繕を行う際に、その工事費に対して補助する制度です。
補 助 内 容	<p>新築：工事費の2分の1以内 （限度額300万円・千円未満切り捨て）</p> <p>改築：工事費の2分の1以内 （限度額100万円・千円未満切り捨て） ※空調設備の改修・整備も対象となります。 （扇風機等持ち運びできるものは除く） ※前5年以内に交付した額がある場合は、その額を差し引きます。</p>
対象外経費	<p>(1) 事務費及び手数料</p> <p>(2) 備品の購入費及び修繕費</p> <p>(3) 増改築を伴わない本体の解体費</p> <p>(4) 10万円未満の修繕工事（事業費10万円未満）</p> <p>(5) 土地購入費</p> <p>(6) 整地費及び外構工事費</p> <p>(7) 損害保険等により補填された場合は、その金額を補助対象経費から控除する。</p>
申請手続き	次ページに記載
根 拠 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下野市自治会公民館建設費補助条例</li> <li>・ 下野市自治会公民館建設費補助条例施行規則</li> <li>・ 下野市自治会公民館建設費補助規程</li> </ul>
担 当 課	市民協働推進課 TEL 32-8887

## 自治会公民館建設費補助金を利用する際の手続きの流れ

### ステップ1 工事計画についての事前相談

- ・工事計画時に必ず市民協働推進課へご相談ください。
- ・新築工事は、工事期間が長くなること、補助額が高額になることから、計画的に進める必要があります。そのため、着工から工事完了後の実績報告までを単年度内に終了するよう計画を立て、着工する年度の前年9月末までにご相談ください。

### ステップ2 申請書提出

- ・事業計画書、収支予算書、見積書（写）、平面図（写）を添付し申請します。なお、工事着工後の申請は受け付けできません。必ず着工前にご相談・申請手続きをしてください。

### ステップ3 交付決定

- ・申請書を審査のうえ、補助金交付決定通知書をお渡しします。

### ステップ4 工事完了、実績報告、補助金交付請求

- ・実績報告書、収支決算書、請求書、領収書（写）、施工前後写真をご提出ください。完了検査を行います。

### ステップ5 補助金交付

- ・請求書提出後、おおむね1か月後に指定口座に振り込みます。

### 3 資源回収報奨金

目的	資源回収を実施した団体に対する報奨金制度
補助内容	回収重量 1 kgにつき 5 円（10円未満切捨） ※空びんは、1 本当たり 0.5kg として計算
申請方法	① 資源回収団体届出書提出 ② 回収・売却 ③ 実績報告書・交付請求書提出 ※売却確認書類（仕切り書等の原本）を添付 ④ 交付
交付時期	4 月～ 6 月請求分： 7 月交付 7 月～ 9 月請求分： 10 月交付 10 月～ 12 月請求分： 1 月交付 1 月～ 3 月請求分： 4 月交付
根拠等	・ 下野市資源回収報奨金交付要綱
備考	制度の詳細については、担当課へお問い合わせください。
担当課	環境課 TEL 32-8898

## 4 自治会から市への申請事項

### 1 防犯灯・道路反射鏡等の設置要望申請について

市では、夜間における犯罪の防止と歩行者等通行の安全対策として、防犯灯や道路反射鏡等を設置し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

つきましては、今年度の事業実施場所を選定するにあたり、各自治会の設置要望を取りまとめていただき、要望書及び申請書を届けていただきますようお願いいたします。

#### (1) 要望書・申請書

- ①防犯灯設置要望書
- ②道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書
- ③交通安全看板設置申請書
- ④路面標示設置要望書

※信号機・横断歩道等の規制に関する要望は市ではお受けできませんので、下野警察署か栃木県警察本部にご相談ください。

#### (2) 提出期限

6月末日

#### (3) 故障修繕

「市が設置した防犯灯が点灯しない」など、故障している場合は、設置場所の電柱番号、付近の住所、〇〇さん宅前などを、安全安心課へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、蛍光灯の防犯灯は随時LED防犯灯に交換していますが、東京電力に申請が必要なため、工事完了まで日数がかかります。ご了承ください。

#### (4) 問い合わせ先

安全安心課危機管理グループ

TEL 0285-32-8894

FAX 0285-32-8609

# 防犯灯設置要望書

年 月 日

下野市長 様

自治会名

住 所

自治会長名

防犯灯の設置について、下野市防犯灯設置基準第4条の規定により関係書類を添えて要望します。

## 記

### 1 設置場所

順位	申請場所	電柱等の種類・番号
	付近	柱 番号

### 2 関係書類

(1) 土地所有者の承諾 住 所 \_\_\_\_\_  
(電柱等の敷地)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊤

(2) 設置場所周辺地権者の承諾 住 所 \_\_\_\_\_  
(農地等所有者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊤

(3) 位置図・付近見取図

注1 複数の防犯灯の設置要望をする場合は、優先度の高い順に順位を記入すること。

注2 「電柱等の種類・番号」欄には、東電柱、NTT柱等の別およびその番号を記入すること。

注3 複数の承諾が必要な場合は、空欄を利用して記入すること。

注4 下野市防犯灯設置基準に基づき担当者の現場確認の上で設置の可否を決定するため、必ずしもご要望に添えない場合があります。ご了承ください。

(下野市防犯灯設置基準より抜粋)

第3条 防犯灯は、原則として市が管理する道路に設置するものとし、設置基準は、次のとおりとする。ただし、防犯対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 自治会の区域内及びその周辺で地域住民が通行する道路を照明する場所とする。

(2) 設置間隔は、屋外照明から50メートル程度とする。

(3) 東電柱又はNTT柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールを使用して設置することができる。



様式第1号（第4条関係）

# 防犯灯設置要望書

年 月 日

下野市長 様

自治会名 ○○○自治会

住 所 下野市○○123番地4

自治会長名 下野 太郎

防犯灯の設置について、下野市防犯灯設置基準第4条の規定により関係書類を添えて要望します。

## 記

### 1 設置場所

順位	申請場所	電柱等の種類・番号
1	下野市笹原26番地 付近	東電 柱 番号 笹原○○○

### 2 関係書類

(1) 土地所有者の承諾  
(電柱等の敷地)

住 所 下野市○○145番地1

氏 名 笹原 五郎 (印)

(2) 設置場所周辺地権者の承諾  
(農地等所有者)

住 所 ①下野市○○155番地2

氏 名 小金井 次郎 (印)

(3) 位置図・付近見取図

②下野市○○165番地2  
駅東 三郎 (印)

注1 複数の防犯灯の設置要望をする場合は、優先度の高い順に順位を記入すること。

注2 「電柱等の種類・番号」欄には、東電柱、NTT柱等の別およびその番号を記入すること。

注3 複数の承諾が必要な場合は、空欄を利用して記入すること。

注4 下野市防犯灯設置基準に基づき担当者の現場確認の上で設置の可否を決定するため、必ずしもご要望に添えない場合があります。ご了承ください。

(下野市防犯灯設置基準より抜粋)

第3条 防犯灯は、原則として市が管理する道路に設置するものとし、設置基準は、次のとおりとする。ただし、防犯対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 自治会の区域内及びその周辺で地域住民が通行する道路を照明する場所とする。
- (2) 設置間隔は、屋外照明から50メートル程度とする。
- (3) 東電柱又はNTT柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールを使用して設置することができる。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

自治会

\_\_\_\_\_  
会長

道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書

このことについて、交通安全の確保を図るため、下記のとおり設置されたく要望いたします。

記

優先順位

設置場所略図（カーブミラーの設置箇所及び方向がわかるように記入してください）

土地所有者の承諾

（私有地に設置する場合）

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

設置箇所隣接者の承諾

（道路敷地に設置する場合）

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

〇〇〇 自治会  
会長 下野 太郎

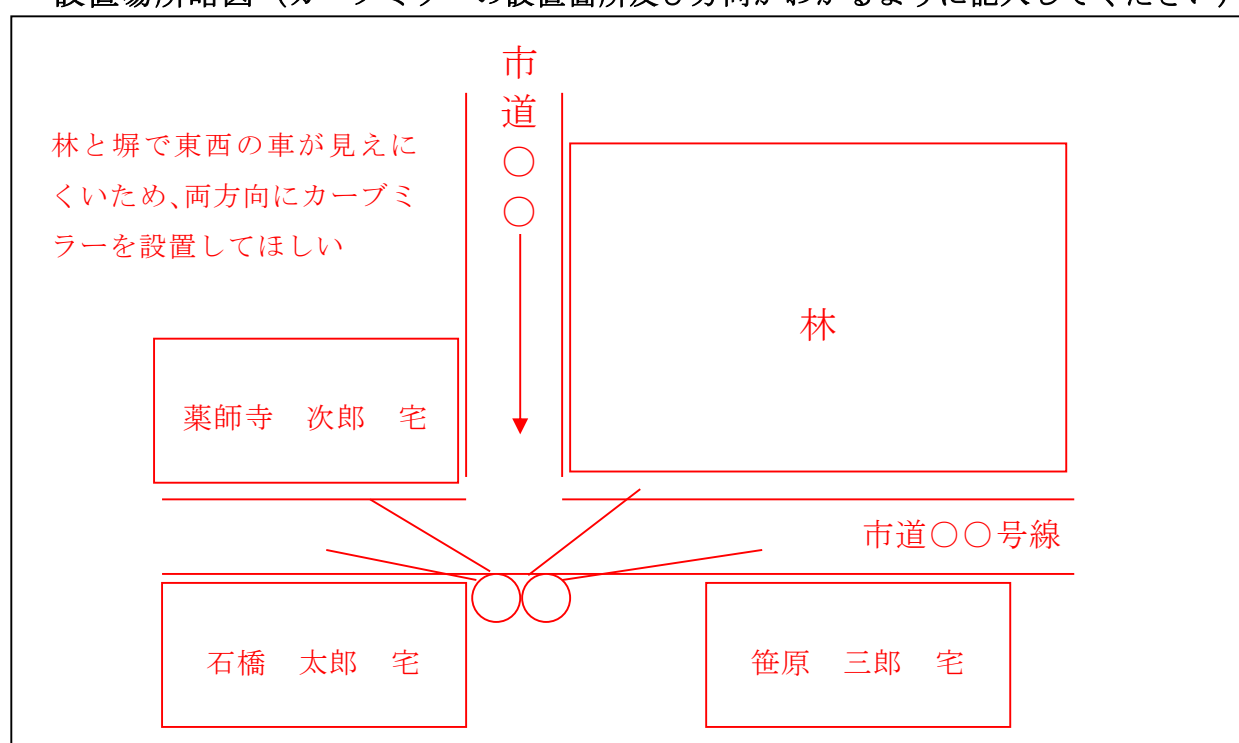
道路反射鏡（カーブミラー）設置要望書

このことについて、交通安全の確保を図るため、下記のとおり設置されたく要望いたします。

記

優先順位 1

設置場所略図（カーブミラーの設置箇所及び方向がわかるように記入してください）



土地所有者の承諾  
(私有地に設置する場合)

住所 下野市〇〇123番地4  
氏名 石橋 太郎 (印)

設置箇所隣接者の承諾  
(道路敷地に設置する場合)

住所 下野市〇〇124番地5  
氏名 笹原 三郎 (印)

令和 年 月 日

下野市長 様

\_\_\_\_\_ 自治会

自治会長 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

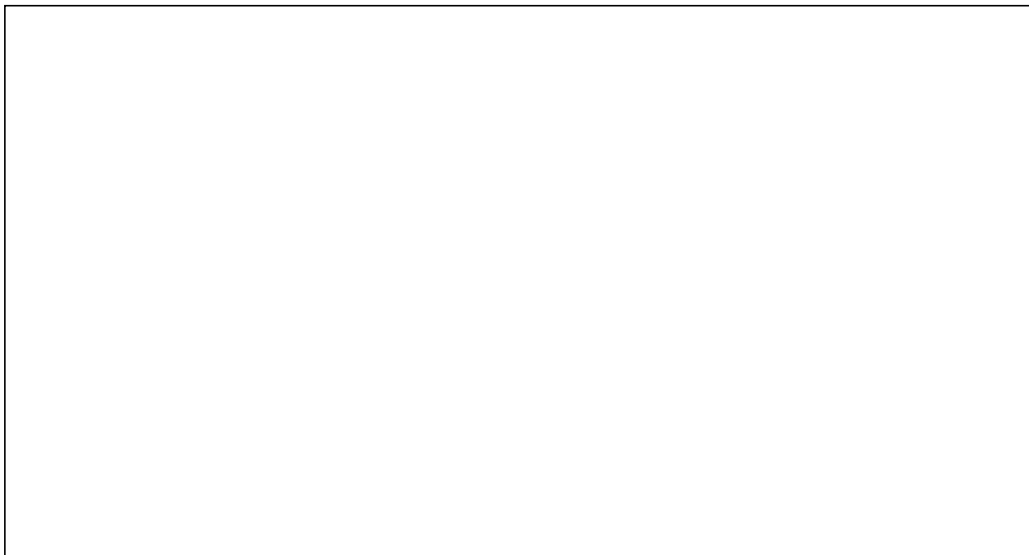
## 交通安全看板設置申請書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置をしていただきたく申請いたします。

### 記

番号	看板の種類	番号	看板の種類
1	とびだし注意 (大)	6	安全確認 (大)
2	交差点注意 (大)	7	スピード落とせ (大)
3	通学路注意 (大)	8	スピード落とせ (小)
4	学童多し注意 (大)	9	横断歩道あり (大)
5	止まれ (大)	10	横断歩道ありスピード落とせ (小)

設置場所略図 (設置箇所がわかるように記入してください)



注1 希望する看板の番号に○を付けてください。

注2 設置場所は標識ポールやカーブミラーのポールに限ります。

令和 年 月 日

下野市長 様

〇〇〇 自治会

自治会長 下野 太郎

電話番号 32-8894

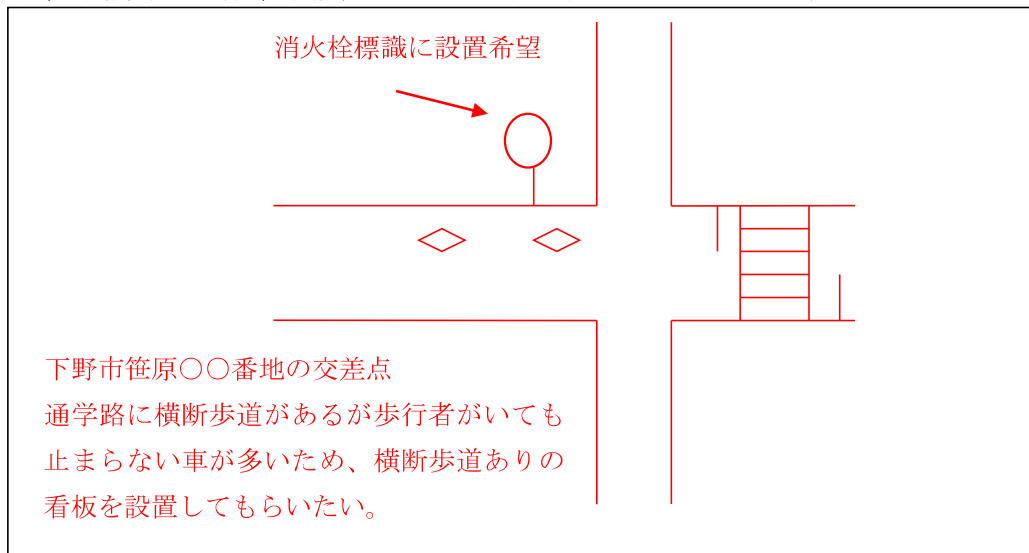
### 交通安全看板設置申請書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置をしていただきたく申請いたします。

#### 記

番号	看板の種類	番号	看板の種類
1	とびだし注意 (大)	6	安全確認 (大)
2	交差点注意 (大)	7	スピード落とせ (大)
3	通学路注意 (大)	8	スピード落とせ (小)
4	学童多し注意 (大)	9	横断歩道あり (大)
5	自転車も止まれ (大)	10	横断歩道ありスピード落とせ (小)

設置場所略図 (設置箇所がわかるように記入してください)



注1 希望する看板の番号に○を付けてください。

注2 設置場所は標識ポールやカーブミラーのポールに限ります。

令和 年 月 日

下野市長 様

\_\_\_\_\_ 自治会

自治会長 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 路面標示設置（修繕）要望書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置（修繕）をしていただきたく要望いたします。

記

番号	種類	番号	種類
1	通学路注意	5	クロスマーク（+・T）
2	カーブ注意	6	停止指導線
3	交差点注意	7	その他（ ）
4	スピード落とせ		

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）



注1 該当の番号に○を付けてください。

注2 交通規制に係る路面標示（停止線、横断歩道、30等）の設置は、公安委員会の管轄になります。

注3 規制標識や道路状況などにより、ご要望に沿えない場合があります。

令和 年 月 日

下野市長 様

〇〇〇 自治会

自治会長 下野 太郎

電話番号 32-8894

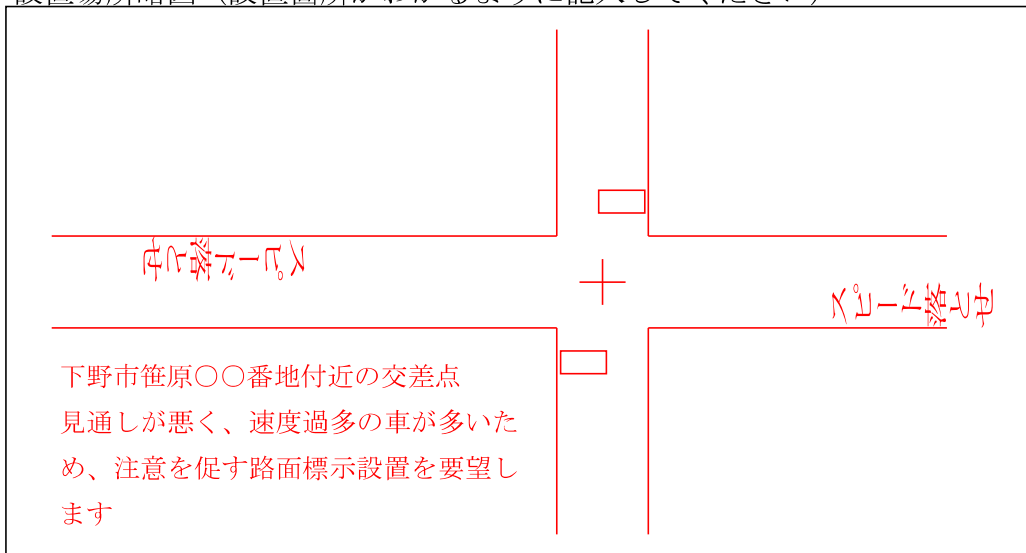
### 路面標示設置（修繕）要望書

このことにつきまして、交通事故防止を図るため、下記のとおり設置（修繕）をしていただきたく要望いたします。

記

番号	種類	番号	種類
1	通学路注意	⑤	クロスマーク (⊕・T)
2	カーブ注意	6	停止指導線
3	交差点注意	7	その他 ( )
④	スピード落とせ		

設置場所略図（設置箇所がわかるように記入してください）



- 注1 該当の番号に○を付けてください。
- 注2 交通規制に係る路面標示（停止線、横断歩道、30等）の設置は、公安委員会の管轄になります。
- 注3 規制標識や道路状況などにより、ご要望に沿えない場合があります。

## 2 自治会区域内におけるごみステーションに係る申請について

マンション・アパート等の共同住宅のごみステーション申請書と、一戸建ての住宅街のごみステーション申請書は種類と様式が異なります。  
申請書類、手続き等について、事前に必ずご相談ください。

問い合わせ先

環境課

TEL 0285-32-8898

FAX 0285-32-8609

## 3 自治会区域内の生活道路の整備又は修繕等の要望申請について

### (1) 市道の整備（舗装新設、拡幅、側溝布設）

道路整備要望書、承諾書、位置図、必要により写真等の状況の分かる資料を提出

### (2) 市道の修繕

道路修繕要望書、位置図、必要により写真等の状況の分かる資料を提出

※ 道路の陥没など緊急を要する修繕については、急ぎご連絡ください。

### (3) 注意事項

要望書の提出にあたっては、要望箇所に隣接するすべての地権者の同意（承諾書）が必要になります。

問い合わせ先

建設課

TEL 0285-32-8908

FAX 0285-32-8612



## 5 市広報紙等の文書配布（通年）

### 1 文書配送日

毎月1日（市広報紙）、15日（その他お知らせ）に配送しますので、各班への配布をお願いします。その際、すべての自治会員に回るように、各班に依頼してください。

なお、配送日が土曜、日曜、祝日であっても、配送します。ただし、12月15日・1月1日分については、12月25日に配送します。また、15日の配送がない月もありますのでご了承ください。

※市広報紙は、毎月10日までには市民の皆様が届くことを想定して作成しています。広報紙や配布物には期限があるものもあります。なるべく早く届くよう、ご配慮をお願いします。

### 2 文書発送元

市役所・警察・消防署からの配布文書となります。

### 3 自治会長宅又は文書担当者宅までの文書配送

宅配便にて配送します。

### 4 配布部数に不足が生じた場合

配布依頼書に問い合わせ先が記載されていますので、お手数ですが、ご連絡願います。

### 5 配送業務についての問い合わせ

担当課：総合政策課 TEL 32-8886

### 6 自治会の戸数の増減・配送先に変更が生じた場合

市民協働推進課（TEL 32-8887）までご連絡ください。

## 6 その他

### 1 市政への提案書

市民の皆様からの提案等を市政に反映させることを目的として、「市政への提案書」を受け付けています。

提出方法	○提案箱への投函（庁舎市民ロビーに設置） ○郵送、FAX、メールでの提出
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

### 2 市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」

市民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指し、一人ひとりの率直な意見・要望・提言を伺い、今後のまちづくりに反映させるため、市政懇談会を開催しています。

開催時期	10月（詳しくは広報紙、ホームページ及びメール配信にて周知します。）
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

### 3 市長といきいきランチトーク

市長が市内で活動している団体・グループの皆様と昼食をとりながら、特定のテーマを中心に下野市のこれからのまちづくりについて話し合い、市政を身近に感じてもらうとともに、市政への理解を深めてもらうランチトークを開催しています。

対象	5～10人の団体・グループ
開催日	平日（正午～午後1時）
費用	昼食代 500円
担当課	総合政策課 TEL 32-8886

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部形式を変更する場合があります。

### 4 自治会の法人化（認可地縁団体制度）について

市へ認可を申請し、認可されることにより、自治会等の法人格を取得し、団体名義で不動産登記が可能となります。詳しい制度の内容及び申請方法等については、担当課までご相談ください。

担当課	総務人事課 TEL 32-6065
-----	-------------------

## 5 下野インフォメーション（メール配信サービス）

あらかじめ利用登録された方の携帯電話やスマートフォン、パソコンへ市政情報やイベント情報を配信します。



左記の二次元コード  
からアクセスして登録  
してください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

## 6 しもつけシティーガイド

携帯電話やスマートフォン、パソコンからアクセスできる電子地図です。下野市の公共施設や指定避難場所、医療機関など多種多様な地図情報を取得できます。



左記の二次元コード  
からアクセスして登録  
してください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

## 7 とちぎテレビデータ放送

市内の郵便番号を登録した地上波デジタル放送対応テレビで、リモコンの「d」ボタンを押すと、下野市の最新情報が文字放送で見られます。高齢者などでインターネットを利用できない方にご紹介ください。

担 当 課	総合政策課 TEL 32-8886
-------	-------------------

# 自主防災活動編

## 1 自主防災組織の設置について

### 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の住民が災害から地域を守るために自発的に結成する組織です。

行政では組織化までの相談や、活動補助金の交付などの支援を行っています。

阪神・淡路大震災のとき、倒壊した家屋の下から「助かった」人の割合は「自力で助かった」が34.9%、「家族に救助された」が31.9%、「友人、隣人に救助された」が28.1%で、救助隊などの「公的救助」はわずか1.7%でした。

### 自主防災組織の活動

災害による被害を「予防」し、「軽減」するための活動を行います。  
まずはできるところから。特に訓練は継続して行うことが重要です。

#### 平時 の 活動例

防災知識の普及  
地域危険個所の把握  
防災訓練の実施  
防災用資機材の整備  
など

#### 災害時 の 活動例

情報伝達・収集  
住民の避難誘導  
給食・給水等の活動  
負傷者の救出・救護  
など

### 自主防災組織のつくりかた

#### 1 自主防災組織のタイプ

地域として一体性を有する自治会単位が適当ですが、地域の実情や連帯性などを考慮し、自治会の役員会等で話し合います。

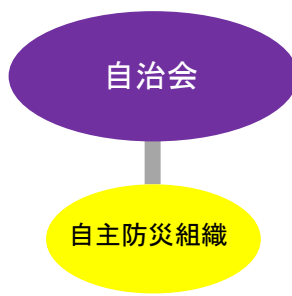
#### 重複型



自治会の代表者や役員が自主防災組織の代表者や役員を兼ねます。

自治会と自主防災組織の活動を一体的に行えるメリットがあります。

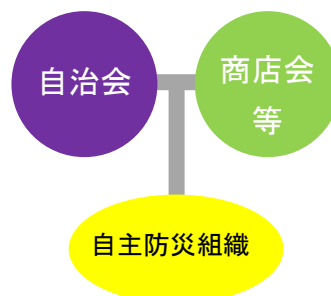
#### 下部組織型



自治会の一部門として自主防災部門を設置し、独自の代表者と役員を置きます。

防災活動に専念できるメリットがあります。

#### 別組織型

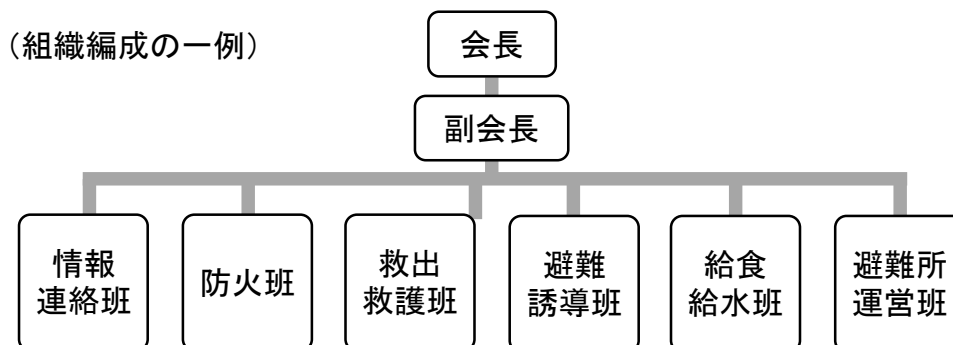


自治会が他の自治会や商店会等と連携し、自治会とは別に組織を結成します。

幅広くお互いの長所を生かした活動ができます。

## 2 規約や組織編成について話し合う

自治会の役員会等で、組織編成地域として一体性を有する自治会単位が適当ですが、地域の実情や連帯性などを考慮し、自治会の役員会等で話し合います。



## 3 自治会の総会等で決議する

自主防災組織の結成を総会の議題とします。このときに防災活動の重要性や必要性についても説明し、皆さんの参加意識を高めましょう。

## 4 安全安心課へ相談・連絡

「自主防災組織を立ち上げたいけど…」「資機材は何を購入すればよい?」「訓練のやり方は」など、いつでもお気軽に安全安心課にご相談ください。

また、自主防災組織が結成できたら、市の安全安心課にご連絡ください。設置届や自主防災組織活動補助金交付制度等についてご案内いたします。

# 自主防災組織の活動を盛り上げよう

## 「継続は力なり」

自主防災組織を組織したら、一人でも多くの住民に参加してもらうことが大切です。継続的に活動し、一人ひとりの防災意識を向上しましょう。

## ○こんな活動があります

- ・ 購入した防災資機材の確認
- ・ 地域の危険な個所を確認して防災マップを作る
- ・ 消火器を使って初期消火訓練を行う
- ・ 高齢者など、避難に時間がかかる住民を把握する
- ・ 実際に炊き出しをしてみる
- ・ 市や消防署、防災士などを講師に防災講話をひらく
- ・ 地元の消防団と連携して、避難訓練を行う
- ・ 地区防災計画（自分の地域の防災計画）を作る

など

自主防災会規約・自主防災計画・組織・防災関連機関等・防災資機材等の備蓄品などの参考例については、安全安心課へお問い合わせください。

## 2 自主防災組織等への支援

自主防災組織の育成強化を図るため、次のとおり支援しています。

### 1 自主防災組織への補助金

補助内容	防災資機材の整備に関する補助
補助額	会員世帯数に応じた限度額

補助内容	防災組織活動に関する補助
補助額	組織活動経費の1/2（年5万円限度）

補助内容	防災士資格取得に関する補助
補助額	受講に係る受講料・交通費等（7万円を限度）

内容や申請方法等の詳細は下記担当課へお問い合わせください

安全安心課

TEL 0285-32-8894

FAX 0285-32-8609

### **3 各種団体との連携による活動の活性化**

#### **1 自主防災組織間の連携**

近隣の自主防災組織と連携した活動ができれば、地域の防災力はさらに大きなものとなります。組織同士による協議の場を定期的に設けたり、合同防災訓練を実施したりするなど、組織間の連携を図りましょう。

#### **2 消防団との連携**

地域の防災活動において、消防団は不可欠な存在です。自主防災活動における意見交換や防災訓練での指導・協力の依頼、さらには地域の行事等において交流を深めるなど、ふだんから、地域を管轄する分団・部との連携を深めましょう。

#### **3 諸団体との連携**

##### **(1) 学校との連携**

年少期における防災教育は、将来にわたる地域防災力の維持・向上及び人材育成において、とても重要です。このため、地域の学校と連携しながら、児童生徒の自主防災活動への積極的な参加を促すような工夫が大切です。

##### **(2) 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等との連携**

高齢者や障がい者等の災害時要援護者の防災・避難については、地域の福祉活動を担当する民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等との連携が必要です。日ごろから、非常時の対応や助け合いについて話し合う機会をもちましょう。

##### **(3) 女性防火クラブとの連携**

消防団と同様に、地域の防災活動において、女性防火クラブは大きな役割を果たしています。自主防災活動において、女性の視点による地域の課題・改善点等について意見交換を行うなど、組織の特色を生かした交流を図りましょう。

## 4 下野市指定避難所の開設方法

災害時には、市災害対策本部がどの避難所を開設するかを決定し、施設の安全を確認して開設します。

開設するときは、表1の順序で、災害の規模や範囲等により開設する施設を増やします。

避難所情報はメール、市ホームページ、屋外拡声器、テレビの文字放送、ラジオや広報車等、複数の手段でお知らせします。

◇表1 「避難所開設順序」

開設順序	国分寺地区	石橋地区	南河内地区
第1次避難所	国分寺公民館	スポーツ交流館	ふれあい館
第2次避難所	国分寺東小学校 旧国分寺西小学校	石橋北小学校 古山小学校	南河内公民館 緑小学校
第3次避難所	災害の規模や範囲等により開設する施設を増やします（次ページ表2～4のとおり）。		

- ①指定緊急避難場所は、災害の発生等により一時的に難を逃れる緊急時の避難場所です。災害の種類ごとに指定します。
- ②指定避難所は、避難してから一定期間生活するための施設として指定します。
- ③壬生町及び上三川町と協力し、避難者の受け入れを相互に行っています。壬生町は「南犬飼地区公民館」、上三川町は「明治小学校」、「明治南小学校」、「坂上小学校」に避難することができます。遠方で避難した場合は、無理に帰宅せず、最寄りの避難所などで安全を確保してください。



◇表2 国分寺地区

NO	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
1	国分寺公民館 【第1次避難所】	小金井1127	0285-40-5563	○	○	○
2	国分寺東小学校 【第2次避難所】	柴897-1	0285-44-3161	○	○	○
3	旧国分寺西小学校 【第2次避難所】	川中子3278	-	○	○	○
4	国分寺武道館 【第3次避難所】	駅東7-3-13	0285-32-8920	○	○	○
5	国分寺東児童館 【第3次避難所】	駅東7-4	0285-44-2604	○	○	○
6	コミュニティセンター友愛館 【第3次避難所】	柴1019-1	0285-40-8111	○	○	○
7	国分寺小学校 【第3次避難所】	小金井4-2-3	0285-44-0004	○	○	○
8	国分寺中学校 【第3次避難所】	小金井4-1-8	0285-44-0050	○	○	○
9	国分寺B & G海洋センター体育館 【第3次避難所】	小金井277-2	0285-44-5131	○	○	○
10	国分寺駅西児童館 【第3次避難所】	小金井5-22-1	0285-44-0786	○	○	○
11	国分寺聖武館 【第3次避難所】	国分寺628-2	0285-32-8920	○	○	○
12	保健福祉センターゆうゆう館 【第3次避難所】	小金井789	0285-43-1231	○	○	○
13	国分寺運動公園	小金井277-2	0285-44-5131	広域避難場所		

◇表3 石橋地区

NO	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
14	スポーツ交流館 【第1次避難所】	大松山1-7-1	0285-52-1124	○	○	○
15	石橋北小学校 【第2次避難所】	上古山1932	0285-52-1134	○	○	○
16	古山小学校 【第2次避難所】	下古山3-1-9	0285-52-1132	○	○	○
17	石橋高等学校 【第3次避難所】	石橋845	0285-53-2517	○	○	○
18	石橋小学校 【第3次避難所】	花の木1-4	0285-52-1131	○	○	○
19	石橋体育センター 【第3次避難所】	大松山1-7-1	0285-52-1124	○	○	○
20	石橋中学校 【第3次避難所】	石橋1130	0285-52-1130	×	○	○
21	細谷小学校 【第3次避難所】	細谷693	0285-52-1133	○	○	○
22	石橋図書館 【第3次避難所】	大松山1-7-3	0285-52-1136	○	○	○
23	グリムの館 【第3次避難所】	下古山747	0285-52-1180	○	○	○
24	保健福祉センターきらら館 【第3次避難所】	下古山1220	0285-52-3711	×	○	○
25	ふれあいセンター 【第3次避難所】	下長田146	0285-52-1184	○	○	○
26	大松山運動公園	大松山1-7-1	0285-52-1124	広域避難場所		

市外	南犬飼地区公民館	壬生町安塚 1179	0282-86-0031	こちらへも避難 することができます		
----	----------	---------------	--------------	----------------------	--	--

◇表4 南河内地区

NO	指定避難所	所在地	電話番号	洪水 災害	地震	大規模 火 事
27	ふれあい館 【第1次避難所】	三王山698-5	0285-47-1126	○	○	○
28	南河内公民館 【第2次避難所】	田中681-1	0285-48-2393	○	○	○
29	緑小学校 【第2次避難所】	緑3-16-1	0285-40-6601	○	○	○
30	祇園小学校 【第3次避難所】	祇園2-21-3	0285-44-5002	○	○	○
31	南河内体育センター 【第3次避難所】	仁良川1141	0285-48-2392	×	○	○
32	仁良川コミュニティセンター 【第3次避難所】	仁良川1468	0285-32-8887	○	○	○
33	南河内小中学校 【第3次避難所】	薬師寺986	0285-48-0010	○	○	○
34	旧薬師寺小学校 【第3次避難所】	薬師寺1412	—	○	○	○
35	旧吉田東小学校 【第3次避難所】	中川島7	—	×	○	○
36	南河内東体育館 【第3次避難所】	本吉田783	—	×	○	○
37	南河内東公民館 【第3次避難所】	本吉田783	0285-48-5511	×	○	○
38	旧吉田西小学校 【第3次避難所】	下坪山959	—	×	○	○
39	南河内第二中学校 【第3次避難所】	祇園4-16-3	0285-40-6030	○	○	○
40	薬師寺コミュニティセンター 【第3次避難所】	薬師寺 1387-25	0285-48-5522	○	○	○
41	上三川高等学校 【第3次避難所】	上三川町 多功994-4	0285-53-2367	○	○	○
42	祇園原公園	祇園3-4	—	広域避難場所		
43	諏訪山公園	緑1-2	—			
44	別処山公園	絹板611-1	—			

市外	明治小学校	上三川町 大山524	0285-53-0070	こちらへも避難 することができます
	明治南小学校	上三川町 多功1412	0285-53-0237	
	坂上小学校	上三川町 坂上628	0285-56-2074	

## 5 下野市防災ラジオについて

### 1. ラジオの引継ぎについて

自治会長や自主防災組織代表者等に配付している防災ラジオは、会長や代表に変更があった場合には、新しい自治会長や代表者に引き継いでいただけますようお願いいたします。

### 2. 下野市防災ラジオとは

下野コミュニティFM放送（87.9MHz）である「FMゆうがお」を受信することができ、「FMゆうがお」から発信される緊急割り込み放送により、自動起動する機能を備えたラジオです。

### 3. 防災ラジオの特徴

①【FMゆうがお】、【NHK-FM】、【RADIO BERRY】、【NHK第1放送】、【NHK第2放送】、【CRT栃木放送】の6局が受信可能です。

②国から発信されるJアラートや市から発信される避難情報を受信すると、スイッチが入っていても自動で起動し、最大音量で緊急情報を流します。（＝緊急割り込み放送）

※緊急割り込み放送には「FMゆうがお」の電波を使用しますので、必ず「FMゆうがお」を受信できる場所においてください。

③毎週木曜日の正午に試験放送を実施します。その際には最大音量で音声が出力される場合がありますので、ご注意ください

### 4. 注意点

①電波状況によって、一部受信しにくい地域がございますのでご注意ください。

②平時は付属のACアダプタをつないでください。  
停電時も使用できるよう単3電池4本もセットしてください。  
電池はおおむね1年に1度程度交換してください。

## 5. 有償配布について

下野市役所安全安心課にてお申し込みください。

- |  |          |
|--|----------|
| ○75歳以上の方のみで構成する世帯                      | 1台1,000円 |
| 〔家族の仕事や学業等で、日中75歳以上の<br>方のみで構成される世帯含む〕 |          |
| ○上記以外の世帯や事業所                           | 1台2,000円 |

## 6. 無償貸与について

### ○無償貸与の対象者

- ・市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成される世帯
- ・視覚障がい者1、2級の方
- ・自治会長
- ・自主防災組織代表者
- ・民生委員・児童委員 など



## 6 下野市消防団員の募集と概要について

### 消防団は地元を守る大切な組織です

消防団は地域の大切な生命、財産を守るための組織です。自治会とも密接な関わりがありますので、ご協力をお願いいたします。

### 消防団員募集にご協力ください

地元に応じた人材がいるのか。一番わかっているのは、やはり地元です。

11月ごろから消防団員が次年度の新入団員の勧誘を開始しますので、ご協力をお願いいたします。

### どんな人が消防団員になれるの

- ・ 18歳以上の健康な方
- ・ 市内に居住または勤務する方

ならどなたでも入団できます。

入団を希望する方がいらっしゃいましたら、まずは安全安心課までご連絡ください。

### 消防団の活動内容は

- ・ 災害時における消火、救助活動
- ・ 警戒時における巡回活動
- ・ 消防団点検行事への参加
- ・ 防災訓練や各種訓練への参加
- ・ ポンプ操法競技大会への参加
- ・ 防火啓発活動 など



ポンプ操法競技大会

## 消防団の待遇

消防団に入団すると非常勤特別職の地方公務員となり、「年額報酬」と火災現場や各種訓練に出動した際の「出動手当」が支給されます。

また、活動中のケガなどに対する補償もあり、安心して活動することができます。

## 下野市消防団女性部

下野市消防団では女性部を組織しており、同時に女性消防団員も募集しています。

女性の視点での活躍を期待しています。

18歳以上の健康な女性の方で、市内に居住または勤務する方ならどなたでも入団できます。

入団を希望する方がいらっしゃいましたら、安全安心課までご連絡ください。

### 【主な活動】

- ・ 防火・防災啓発活動
- ・ 消防団のPR活動
- ・ 防火・防災訓練等の参加
- ・ 初期消火訓練 など

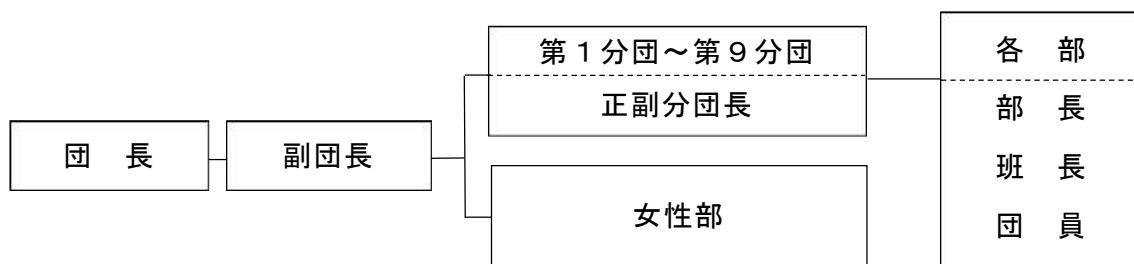


## 2 消防団員数の推移について

(4月1日現在)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
424名	417名	412名	404名	401名

## 3 消防団の組織





## 4 担当地区

(令和5年4月1日現在)

分団	部	定員	団員	担当地区
団長		1	1	
副団長		3	3	
分団長		9	9	
副分団長		9	9	
1分団	1部	25	19	下原・西区・1～3丁目・グリーンタウン地区（祇園1丁目北除く）
	2部	25	24	4～6丁目・日生団地・祇園町・自治医大職員住宅・祇園1丁目北
	3部	20	19	成田・町田上・町田下・下文狭・東田中・西田中
2分団	1部	20	19	地久目喜・仁良川上・仁良川下・西坪山
	2部	20	19	的場・上坪山・東根・塚越
	3部	16	16	絹板・絹板台・台坪山
3分団	1部	20	20	谷地賀上・谷地賀下・三王山
	2部	18	17	川島・上吉田・鯉沼
	3部	18	17	本吉田北・本吉田南・磯部
4分団	1部	25	16	石橋上町・寿町・石町・旭町・本町
	2部	12	12	栄町
5分団	1部	26	23	上大領・中大領・下大領・東前原・下石橋・富士見町・入の谷
	2部	26	22	細谷・橋本・上台・下長田
6分団	1部	20	16	下古山・通古山
	2部	18	17	上古山・上原・若林
7分団	1部	19	16	小金井上町・仲町
	2部	18	17	笹原・箕輪・関根井・医大前・小金井北
8分団	1部	22	14	下町・駅前
	2部	24	17	柴北・柴南・あづま町・日の出町・丸野町・旭ヶ丘・烏ヶ森・駅東
9分団	1部	24	17	川北・川南・鈴苺町・川東・泉町
	2部	18	15	国分・川西・紫・南国分
女性部		12	0	市全域
合計		468	394	

## 資料編

### 資料 1 主な自治会関係年間事業

時期	事業	担当課・関係機関
4月	自治連各支部総会・自治会長会議・研修会	市民協働推進課
5月	赤十字活動資金募集、社会福祉協議会会員加入・会費の取りまとめ依頼	社会福祉協議会
	青少年育成市民会議総会	生涯学習文化課
	青少年育成市民会議会員加入・会費の取りまとめ依頼	
	とちぎの環境美化県民運動	環境課
6月	市民体育祭（テーパー大会）	スポーツ振興課
9月	市民体育祭（キンボールスポーツ大会）	スポーツ振興課
	市自治会連協研修※	市民協働推進課
10月	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金依頼	社会福祉協議会
	市民体育祭（運動会）・スポーツフェスティバル	スポーツ振興課
2月	市総合防災訓練※	安全安心課
	新年度自治会役員等報告	市民協働推進課

※実施時期は変更の可能性あり。

## 資料2 業務別問い合わせ先一覧

### ●行政業務

問い合わせ項目	連絡先
自治会の戸数変更	市民協働推進課 32-8887
自治公民館の建設・修繕	
防犯灯設置・修繕	安全安心課 32-8894
交通安全・設備（カーブミラー等）	
消防団・防災	
女性防火クラブ	
防犯	
地縁による団体の法人認可	総務人事課 32-6065
自治会長・自治会活動（市主催・共催）の補償制度	
お知らせ等文書の配送	総合政策課 32-8886
広報紙	
市政への提案	
ごみステーション	環境課 32-8898
ごみの不法投棄	
空き地の雑草	
各種看板の貸出（犬のフン、ごみの不法投棄）	
道路上の犬等の死骸処理	
犬の登録・予防注射	
公害に関すること	
公園管理	都市計画課 32-8909
都市計画・住宅耐震化・空き家バンク	
市道の維持管理	建設課 32-8908
道路整備	
上水道	水道課 32-8911
下水道	下水道課 32-8912

問い合わせ項目	連絡先	
民生委員・児童委員	社会福祉グループ 32-8899	社会福祉課
地域共生社会の推進	地域共生グループ 32-7087	
障がい者福祉	障がい福祉グループ 32-8900	
生活保護	生活保護グループ 32-8901	
医療費助成制度（こども・重心・妊産婦・ひとり親）	医療費助成グループ 32-8902	
子育て支援	こども福祉課 32-8903	
保育支援		
高齢者福祉	高齢福祉課 32-8904	
介護保険		
健康診断・母子健康手帳の交付・乳幼児健診・予防接種	健康増進課 32-8905	
緑化推進・保全	農政課 32-8906	
農道の維持管理		
一般奨学金	教育総務課 32-8917	
緊急在学奨学金		
通学路（市道）の安全確保		
就学援助	学校教育課 32-8918	
青少年育成市民会議	生涯学習文化課 32-8919	
生涯学習		
市民文化祭		
文化財の保護・活用	文化財課 32-6105	
資料館管理・運営		
スポーツの普及・推進	スポーツ振興課 32-8920	
市民体育祭・市体育施設		
市議会への請願・陳情	議事課 32-8914	
市民活動支援サイトYouがおネット	市民活動センター 32-7290	

問い合わせ項目	連絡先
赤十字活動・赤い羽根共同募金活動	社会福祉協議会 43-1236

## ●市民相談業務

問い合わせ項目	連絡先
心配ごと相談・無料法律相談	社会福祉協議会 43-1236
消費生活相談	消費生活センター 44-4883 消費者ホットライン 188 (最寄りの消費生活センター につながります)
妊娠・出産・子育ての相談	ふわり(子育て世代包括支援 センター) 32-8905
健康相談・こころの健康相談	健康増進課 32-8905
DVホットライン(相談専用電話)	こども福祉課 32-8724
ひとり親家庭・女性相談	こども福祉課 32-8903
児童虐待・児童家庭相談	
児童虐待緊急ダイヤル (休日・夜間)	栃木県 028-686-3005
児童虐待・児童相談所全国共通ダイヤル	イチハヤク 189 (お近くの児童相談所につな がります)
障がい者虐待・障がい者差別・障がい 者相談	社会福祉課(障がい福祉グル ープ) 32-8900 障がい児者相談支援センター 37-9970
ひきこもりに関する相談	社会福祉課(地域共生グル ープ) 32-7087
教育相談	学校教育サポートセンター 52-1140

### 資料3 市各課・関係施設の連絡先

庁舎

課名等	グループ名	電話番号
総合政策課		32-8886
市民協働推進課		32-8887
総務人事課		32-6065
財政課		32-8889
契約検査課		32-8890
税務課	市民税グループ	32-8891
	資産税グループ	32-8892
	収納グループ	32-8893
安全安心課		32-8894
市民課	保険年金グループ	32-8895
	住民記録グループ	32-8896
	戸籍グループ	32-8897
環境課		32-8898
社会福祉課	社会福祉グループ	32-8899
	地域共生グループ	32-7087
	障がい福祉グループ	32-8900
	生活保護グループ	32-8901
	医療費助成グループ	32-8902
子ども福祉課		32-8903
高齢福祉課		32-8904
健康増進課		32-8905
農政課		32-8906
商工観光課		32-8907
建設課		32-8908
都市計画課		32-8909
区画整理課		32-8910

課 名 等	電話番号
水 道 課	32-8911
下 水 道 課	32-8912
会 計 課	32-8913
議 事 課	32-8914
農 業 委 員 会 事 務 局	32-8915
行 政 委 員 会 事 務 局	32-8916
教 育 総 務 課	32-8917
学 校 教 育 課	32-8918
生 涯 学 習 文 化 課	32-8919
文 化 財 課	32-6105
ス ポ ー ツ 振 興 課	32-8920
農 業 公 社	32-8951
農 業 再 生 協 議 会	32-8962
消 費 生 活 セ ン タ ー	44-4883

## 庁舎以外の施設

施 設 名 等	電話番号
きらら館	52-3711
ゆうゆう館	43-1231
ふれあい館	47-1126
スポーツ交流館	52-1124
南河内体育センター	48-2392
国分寺B & G海洋センター	44-5131
しば保育園	44-2788
グリム保育園	52-1127
国分寺東児童館	44-2604

施 設 名 等	電話番号
国分寺駅西児童館	44-0786
国分寺姿西児童館	44-9318
南河内児童館	44-8420
こどもの広場いしばし	52-1129
ファミリー・サポート・センター	40-5963
国分寺図書館	44-3399
南河内図書館	48-2395
石橋図書館	52-1136
国分寺公民館	40-5563
南河内公民館	48-2393
南河内東公民館	48-5511
石橋公民館	52-1157
生涯学習情報センター	32-6122
祇園小学校	44-5002
緑小学校	40-6601
石橋小学校	52-1131
古山小学校	52-1132
細谷小学校	52-1133
石橋北小学校	52-1134
国分寺小学校	44-0004
国分寺東小学校	44-3161
南河内第二中学校	40-6030
石橋中学校	52-1130
国分寺中学校	44-0050
南河内小中学校	48-0010
国分寺学校給食センター	43-1577
学校教育サポートセンター	52-1140
グリムの館	52-1180
下野薬師寺歴史館	47-3121



施 設 名 等	電話番号
しもつけ風土記の丘資料館	44-5049
道の駅しもつけ	38-6631
下野市インフォメーションセンター オアシスポップ館	39-6900
市民農園（下野市農業公社）	32-8951
石橋農村環境改善センター	52-1184
石橋駅自転車駐車場	52-1171
自治医大駅東自転車駐車場	44-7058
小金井駅東自転車駐車場	44-9966
グリーンタウンコミュニティセンター	44-6301
コミュニティセンター友愛館	40-8111
薬師寺コミュニティセンター	48-5522
蔓巻公園管理事務所	40-8428
三王山ふれあい公園管理事務所	38-7150
市民活動センター	32-7290

## 資料4 主な公共施設の連絡先

### 1 消 防

施 設 名	電話番号
石橋地区消防組合消防本部	53-0509
石橋消防署	53-6169

### 2 警 察

施 設 名	電話番号
下野警察署	52-0110
下野警察署石橋駅前交番	53-7374
下野警察署川中子駐在所	44-0908
下野警察署祇園交番	44-7867
下野警察署小金井交番	44-0045
下野警察署本吉田駐在所	48-5040

### 3 社会福祉関係施設

施 設 名	電話番号
社会福祉法人下野市社会福祉協議会	43-1236
地域包括支援センターみなみかわち	48-1177
地域包括支援センターいしばし	51-0633
地域包括支援センターこくぶんじ	43-1229
地域活動支援センターゆうがお	53-4621
障がい児者相談支援センター	37-9970
こども発達支援センターこぼと園	44-6783
子ども通園センターけやき	40-0909
子育て支援センターつくし	43-1233
子育て支援センターゆりかご	48-5530
子育て支援センターみるく	39-6305

#### 4 清掃施設

施設名	電話番号
クリーンパーク茂原	028-654-0018
中央清掃センター	24-3194
南部清掃センター	0280-33-3310
リサイクルセンター	39-8844

#### 5 斎場

施設名	電話番号
小山聖苑	22-1175
宇都宮市悠久の丘	028-649-1150

#### 6 その他

施設名	電話番号
一般社団法人下野市観光協会（オアシスポップ館内）	39-6900
公益社団法人下野市シルバー人材センター	47-1124
宇都宮農業協同組合南河内支所	48-2211
小山農業協同組合石橋支店	53-1344
小山農業協同組合国分寺支店	44-1115
東京電力(株)栃木カスタマーセンター	0120-995-112
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	048-642-7337

下野市自治会長連絡協議会 年間依頼内容（郵便）

社会福祉法人 下野市社会福祉協議会  
会 長 小 口 昇

月 別	事 業 等 名	内 容
5 月	・ 赤十字活動資金募集	赤十字活動資金募集のパンフレット・チラシ等を班回覧し、募金を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、支援者ステッカーを協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○赤十字協力会員目安額 1世帯 500円
	・ 社会福祉協議会 会員募集	会員募集の依頼状・チラシ等を班回覧し、会費を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、会員証を協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○会費額 1世帯 1,000円
10月	・ 赤い羽根共同募金 ・ 歳末たすけあい募金	赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金のチラシ等を班回覧し、募金を取りまとめ、下記事務所へ届けていただくとともに、赤い羽根（シール）を協力世帯に配布くださるようお願いいたします。 ○募金目安額 1世帯 800円 （内訳） 赤い羽根共同募金 500円 歳末たすけあい募金 300円
年6回	・ 社会福祉協議会広報紙	全世帯に配布をお願いいたします。

○社会福祉法人下野市社会福祉協議会

〒329-0414 下野市小金井789番地

下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」内

【 TEL 43-1236 / FAX 44-5807 】

下環号外  
令和5年4月4日

自治会長 各位

下野市長 坂村 哲也  
(公印省略)

### 令和5年度「とちぎの環境美化県民運動」の実施について

日頃より本市の環境美化について、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県では5月28日(日)に県下一斉の清掃活動、「とちぎの環境美化県民運動」を実施します。

実施方法につきましては、自治会ごとになりますので、趣旨をご理解いただきご協力をよろしくお願いたします。なお、「ごみの持ち帰り運動」に基づき、収集したごみ等についてはお持ち帰りいただき、分別後ごみステーションに出してください。

また、お手数ですが、実施後は下記のとおり実施結果報告書を提出していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

1. 統一清掃日 令和5年5月28日(日)
2. 提出期限 令和5年6月5日(月)  
※ 5月28日以外の日に実施した場合も提出をお願いいたします。
3. 提出先 下野市役所環境課(庁舎2階) 郵送(返信用封筒)またはFAX
4. 注意事項 ①交通量のはげしい道路は避け、常に安全確保に努めてください。  
②廃家電、自転車、タイヤ、バッテリー等は収集せずに、後日、環境課まで投棄されているものと場所をご連絡ください。  
③班内回覧(別紙参照)がさらに必要な自治会は、事前に環境課までご連絡ください。後日、郵送いたします。

下野市市民生活部  
環境課環境政策グループ  
電話:32-8898  
FAX:32-8609



# 「とちぎの環境美化県民運動」実施結果報告書

自治会名			
自治会長名		電話	

1. 実施日(今年度の一斉清掃は、5月28日(日)になります。)

年 月 日( )

午前・午後 時 分 ~ 時 分まで

2. 参加人数 \_\_\_\_\_人

3. 実施場所 自治会内 ・ その他( )

※ 恐れ入りますが、6月5日(月)までに下野市環境課(庁舎2F)へ、  
本票の提出をお願いいたします。  
(同封の返信用封筒による郵送またはFAX)

下野市市民生活部 環境課環境政策グループ 電話:32-8898 FAX:32-8609
--







年 月 日

自治会長

班 長

## 「とちぎの環境美化県民運動」実施のお知らせ

日ごろより、自治会行事及びごみ収集等に関し、ご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

さて、「とちぎの環境美化県民運動」に伴う道路等の一斉清掃を下記のとおり  
実施しますので、お忙しいところすみませんがご協力をお願いいたします。

なお、収集したごみの持ち帰り運動を実施しておりますので、集めたごみはご  
自宅へ持ち帰り、分別後、指定の収集日にお出しくださいますようお願いいたし  
ます。

### 記

1. 実施日                    月        日 (    )        午前        時～
2. 集合場所
3. その他

※ 廃家電、自転車、バッテリー、タイヤなどは収集しないてください。  
見つけた場合は「投棄されている物」と「場所」を自治会長へ連絡してください。